南相馬市住宅購入等世帯定住促進事業奨励金交付要綱

令和３年３月２６日告示第５４号
改正　令和３年９月２９日告示第１７７号
令和４年３月２４日告示第５１号
令和５年３月２８日告示第９１号
令和５年６月１３日告示第１４２号
令和５年１１月１日告示第２２３号

南相馬市若者等世帯定住促進事業奨励金交付要綱（平成３０年南相馬市告示第８０号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この告示は、地域の担い手となる就業世代や子育て世代の本市への定住の促進と、世代間支え合いの環境整備により、地域コミュニティを創生し、地域活力を活性化することを目的として、市内で住宅を取得する世帯に対し、南相馬市補助金等の交付等に関する規則（平成１８年南相馬市規則第３８号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところにより、予算の範囲内において奨励金を交付するものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　定住　永住することを前提に本市に住所を有し、居住の実態があることをいう。

(2)　住宅購入等世帯　多世代同居世帯、近居世帯、多子世帯及び移住定住世帯をいう。

3)　多世代同居世帯　子（１人以上で年齢は問わないものとし、奨励金の交付申請時においては、胎児も含む。以下同じ。）、子の父母（どちらか一方の場合を含む。以下同じ。）及び子の祖父母等（祖父母及び曾祖父母をいい、祖父若しくは祖母又は曾祖父若しくは曾祖母のいずれか１人の場合を含む。以下同じ。）の３世代以上が同一の住宅に居住する世帯をいう。

(4)　近居世帯　子、子の父母及び子の祖父母等のうち、三世代以上の各世代が近居（各世代の住宅敷地の最短直線距離が、約１，０００メートル以内で市内に居住）している世帯をいう。

(5)　多子世帯　父母（どちらか一方の場合を含む。）が扶養する１８歳以下の同居の子（１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者に限る。ただし、奨励金の交付申請時においては胎児も含む。）が３人以上いる世帯をいう。

(6)　移住定住世帯　転入後、５年以内に住宅を取得し居住する夫婦（ひとり親世帯を含む）又は、住宅取得後１年以内に転入した世帯で、申請時点において、夫婦のいずれか（ひとり親世帯の場合は、その親）が満４３歳未満の世帯をいう。

(7)　転入　他の市区町村から本市に住所を異動することをいう。

(8)　住宅取得　新築住宅又は中古住宅を自らの居住の用に供するため、所有権を取得し、不動産登記法（平成１６年法律第１２３号。以下「法」という。）第３条第１号の所有

権の登記を完了することをいう。

(9)　新築住宅　新たに建築した一戸建て住宅又は併用住宅(延べ床面積の２分の１以上が自らの居住の用に供されているものに限る。以下同じ。）で、当該住宅完成後居住の用に供されていないものをいう。

(10)　中古住宅　過去に居住用として使用された一戸建て住宅又は併用住宅で、南相馬市家屋課税台帳に登録されているものをいう。

(11)　特定区域　市内の帰還困難区域を除く旧避難指示区域をいう。

(12)　空き家　市内に存し、おおむね１年以上使用されておらず、同一敷地内において、居住及びその他の使用の実態がない住宅をいう。

(13)　空き家解体　空き家を解体し、その敷地に新築住宅を取得するために行う工事をいう。ただし、申請者（奨励金の交付を受けようとする世帯の代表者（以下「申請者」という。））が自ら実施する工事に限る。

（対象事業、対象世帯及び奨励金の額）

第３条　奨励金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）、対象世帯、奨励金の額及び算定方法は、別表第１に掲げるとおりとする。

２　奨励金の額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（奨励金の加算）

第４条　市長は、奨励金の交付を受けようとする者が、別表第２の要件に該当するときは、別表第１に定める奨励金の額に、別表第２の金額を加算して交付するものとする。

２　市長は、奨励金の交付を受けようとする県外から転入する住宅購入等世帯が、福島県来てふくしま住宅取得支援事業（平成２９年８月２１日付け２９建第１０５８号）の対象要件に該当するときは、当該事業に定める額を別表第１に定める住宅取得事業の奨励金の額に加算して交付するものとする。

（奨励金の交付申請等）

第５条　奨励金の交付を受けようとする世帯の代表者（以下「申請者」という。）は、交付対象事業を完了した日（新築住宅の場合は法第２７条第１号に掲げる日付、中古住宅の場合は、法第５９条第３号に掲げる日付をいう。以下同じ。）から起算して１年以内に、住宅購入等世帯定住促進事業奨励金交付申請書兼請求書（様式第１号。以下「申請書」という。）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

２　規則第１３条の規定による実績報告は、前項の申請書をもって、これに代えるものとする。

（奨励金の交付決定等）

第６条　市長は、申請書を受理したときは、速やかに奨励金の交付の可否を決定するとともに、申請者に住宅購入等世帯定住促進事業奨励金交付決定通知書（様式第２号）を通知するものとする。

２　規則第１４条の規定による通知は、前項の交付決定通知書をもって、これに代えるものとする。

（奨励金の返還）

第７条　市長は、奨励金の交付を受けた世帯が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付した奨励金を返還させるものとする。

(1)　偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。

(2)　奨励金を交付された日から起算して５年未満で、この告示の趣旨に反して全世帯員が市外に転出したとき。

（その他）

第８条　この告示に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（令和３年９月２９日告示第１７７号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の南相馬市住宅購入等世帯定住促進事業奨励金交付要綱の規定は、令和３年６月１５日から適用する。

附　則（令和４年３月２４日告示第５１号）

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月２８日告示第９１号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年６月１３日告示第１４２号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の南相馬市住宅購入等世帯定住促進事業奨励金交付要綱の規定は、令和５年４月１日から適用する。

別表第１（第３条関係）

対象世帯	奨励金の額	算定方法
「多世代同居世帯」「近居世帯」「多子世帯」「移住定住世帯」となることを目的に住宅取得を行い、次に掲げる要件を全て満たす世帯 (1)　定住する意思があり、5年以上定住を誓約できるもの。 (2)　市内の住宅を取得したこと。 (3)　取得した住宅の登記において、次に掲げる日付が令和4年4月2日以降であること。 ア　新築住宅の場合は、法第27条第1号に掲げる日付 イ　中古住宅の場合は、法第59条第3号に掲げる日付 (4)　法第59条第4号に掲げる所有権の権利者が、当該世帯員のいずれかを含むこと。 (5)　取得した住宅に住所を有し、居住の実態がある	１００万円	１世帯当たり左記の額を交付する。ただし所有権が対象世帯の欄（４）の世帯員以外である場合は、奨励金から奨励金の額に当該世帯員以外の持分を乗じて得た額（その額に１，０００円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）を減じて得た額を交付する。

こと。 (6)　市区町村税の滞納がないこと。 (7)　世帯員のいずれもが暴力団員等でないこと。 (8)　世帯員のいずれもが、以前にこの事業による奨励金の交付を受けていないこと。 (9)　地域自治会（隣組）に加入し、又は加入の見込みがあること。		

別表第２（第４条関係）

対象加算金	対象世帯	加算金の額	算定方法
特定区域加算金	特定区域に住宅を取得した世帯	２５万円	１世帯あたり左記の額を交付する。この場合において、各加算金は併給可とする。
移住定住加算金	移住定住世帯	２５万円	
空き家解体加算金	空き家解体後、その敷地に新築住宅を取得する世帯	５０万円	

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

南相馬市長

住　　所
（申請者）氏　　名　　㊞
電話番号

住宅購入等世帯定住促進事業奨励金交付申請書兼請求書

住宅購入等世帯定住促進事業奨励金の交付を受けたいので、同意事項に同意の上、南相馬市住宅購入等世帯定住促進事業奨励金交付要綱第５条の規定に基づき、関係書類を添えて申請及び請求します。

記

１　事業の種類（該当事業のチェック欄（□）に「レ」を記入してください。）

□	住宅取得事業	金１，０００，０００円
□	加算金（特定区域加算）	金　２５０，０００円
□	加算金（移住定住加算）	金　２５０，０００円
□	加算金（空き家解体加算）	金　５００，０００円
□	来てふくしま住宅取得支援事業	金　８００，０００円

２　奨励金交付申請（請求）額　　金　　円

３　同意事項

(1)　要綱第７条に規定する事項の該当状況の確認のため、奨励金交付日から起算して５年を経過する日まで、市の職員が、世帯の住民登録情報等を市の公簿で調査、照会及び閲覧すること。

(2)　申請者及びその世帯員が、南相馬市暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団員等ではないことを、市長が必要に応じ、その事実を南相馬警察署長に照会すること。

(3)　本市の住民として定住の意思を持って居住し、地域自治会に入会すること。

(4)　要綱第７条に規定する事項のいずれかに該当することとなったときは、同条の規定に基づき既に交付を受けた奨励金等を返還すること。

別紙１

<table>
<tr><td>世帯の種類</td><td colspan="3">□１多世代同居世帯　□２近居世帯
□３多子世帯　□４移住定住世帯</td></tr>
<tr><td rowspan="2">奨励金の区分
（A）</td><td colspan="3">□新築住宅　（１，０００，０００円）</td></tr>
<tr><td colspan="3">□中古住宅　（１，０００，０００円）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">加算金の区分
（B）</td><td colspan="3">□特定区域加算　（　２５０，０００円）</td></tr>
<tr><td colspan="3">□移住定住加算　（　２５０，０００円）</td></tr>
<tr><td colspan="3">□空き家解体加算　（　５００，０００円）</td></tr>
<tr><td colspan="3">□来てふくしま住宅取得支援事業（　８００，０００円）</td></tr>
<tr><td>奨励金額</td><td colspan="3">（A）＋（B）　円</td></tr>
<tr><td rowspan="8">申請世帯の
状況</td><td>続柄</td><td>持ち分</td><td>氏名</td></tr>
<tr><td>申請者</td><td>分の</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">取得住宅の
状況</td><td>所在地</td><td colspan="2">南相馬市</td></tr>
<tr><td>取得価格</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td>登記原因日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td>転入日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
</table>

添付書類

(1) 世帯全員の住民票の写し（１箇月以内に発行されたもの）
　※近居世帯の場合は、近居となる世帯両方の住民票の写しが必要です。
(2) 戸籍全部事項証明書（１箇月以内に発行されたもの）
(3) 税の完納証明書又は非課税証明書（１箇月以内に発行されたもの）
(4) 取得した住宅の登記全部事項証明書（１箇月以内に発行されたもの）
(5) 取得した住宅の建築業者又は売主及び取得価格を明らかにできる書類の写し（契約書、領収書又はこれらに準ずるもの）
(6) 取得した住宅の全体が分かる写真
(7) 取得した住宅の延べ床面積が確認できる図面
(8) 妊婦がいる場合は、母子健康手帳の写し
(9) 空き家を解体した工事の契約書及び領収書

別紙２

年　　月　　日

南相馬市長

住　　所
（申請者）氏　　名　　㊞
電話番号

振込依頼書

南相馬市住宅購入等世帯定住促進事業奨励金を下記の口座に振り込んでください。

記

<table>
<tr><td>振　込　金　額</td><td colspan="8">円</td></tr>
<tr><td>金融機関名</td><td colspan="8">銀行　　本店
金庫
組合　　支店</td></tr>
<tr><td rowspan="2">フリガナ
口座名義人</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td>口座の種類</td><td colspan="8">普通　・　当座　・　その他(　　)</td></tr>
<tr><td>口　座　番　号</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

注　振込先預金通帳等の写しを添付してください。

様式第２号（第６条関係）

南相馬市指令　第　号
年　　月　　日

住所
氏名

南相馬市長

住宅購入等世帯定住促進事業奨励金交付決定通知書

年　月　日付けで交付申請のあった、南相馬市住宅購入等世帯定住促進事業奨励金については、下記のとおり決定したので、南相馬市住宅購入等世帯定住促進事業奨励金交付要綱第６条に基づき通知します。

記

１　交 付 の 可 否　　可　　・　　否

２　奨励金交付決定額　　金　　円

３　否の場合の理由

４　交 付 の 条 件

(1)　南相馬市住宅購入等世帯定住促進事業奨励金の交付申請に係る書類について、奨励金を交付された年の翌年度から起算して５年間保存すること。

(2)　南相馬市住宅購入等世帯定住促進事業奨励金交付要綱に定める次のいずれかの場合に該当するときには、交付された奨励金を返還すること。

ア　偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。

イ　奨励金を交付された日から起算して５年以内に奨励金の趣旨に反して全世帯員が市外に転出したとき。

（事務担当：　　）